

# トラック あいち

第586号

2025 (令和7) ・ 1



**「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!**



一般社団法人  
**愛知県トラック協会**

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名 /

パスワード / 　　　　　　　　　　　です。

※有効期限：令和7年2月28日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

- ◆ 年頭のごあいさつ …………… 1
  - 寺岡洋一 会長
  - 大村秀章 愛知県知事
  - 中村広樹 中部運輸局長
  - 古橋靖弘 愛知運輸支局長
  - 小林洋子 愛知労働局長
  - 鎌田徹郎 愛知県警察本部長
  - 坂本克己 全ト協会長
- ◆ 第7回  
常任理事会・第4回理事会 …… 19
- ◆ 新入会員 …………… 22
- ◆ 会員事業者名称等変更 …………… 23
- ◆ 物流大学校講座のあゆみ …………… 24
- ◆ 第32期 物流大学校講座 修了式… 25
- ◆ 2024年度Gマーク  
愛知県内で584事業所が認定… 26
- ◆ 令和6年度  
適正化セミナーを開催しました  
適正化事業実施機関 …………… 27
- ◆ トラック・物流Gメン  
聞き取り調査、広報活動の実施… 28
- ◆ 引越部会  
消費者団体との意見交換会 開催結果  
…………… 29
- ◆ 支部だより …………… 29
- ◆ 会員事業者限定オンライン配信  
令和6年度 第3回  
適正化事業フォローアップ研修会・  
新規許可事業者研修会 …………… 30
- ◆ 適正化事業課からのお知らせ  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施  
機関 巡回指導実施状況について… 31
- ◆ 令和6年度 運行管理者等指導講習 開  
催案内  
一般講習・基礎講習 …………… 32
- ◆ 令和6年度 運行管理者試験対策講座  
開催のご案内 …………… 33
- ◆ 交通死亡事故発生状況  
(12月31日現在暫定数) …………… 35
- ◆ 軽油価格調査 …………… 36
- ◆ 一般貨物自動車の増減車動向につい  
て …………… 37
- ◆ 委員会・部会活動状況 …………… 38
- ◆ 支部行事 …………… 39
- ◆ 青年部会 …………… 40
- ◆ 女性部会 …………… 41
- ◆ 国道23号通行ルール  
(名古屋南部地域) …………… 42

# 頌 春



あけましておめでとうございます。

皆様方には、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の運営に格別のご支援、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

さて、昨年1月に発災した能登半島地震においては、愛知県や名古屋市と連携して緊急支援助物資輸送を行い、多くの会員事業者の皆様にご協力賜りましたこと、改めて御礼申し上げます。改めて、平時からの訓練とBCPの重要性を認識したところですが、まさに昨年10月に事業継続の新拠点となる「愛知県トラック総合会館」が竣工いたしました。免震構造や災害対策室、非常用電源や蓄電池など防災設備を整えた拠点となり、有事の際にはその機能をいかんなく発揮し、災害時におけるトラック輸送に課せられた社会的役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

国内外の政情を振り返ると、ウクライナ情勢や中東情勢は依然として厳しい状況が続いており、中国経済では不動産市場が低迷、また、アメリカ大統領選挙の結果をふまえ、今後のエネルギー政策や気候変動対策等にも大きな注目が集まります。先進各国では金利が上昇し、日本銀行が17年ぶりにマイナス金利政策を解除したことで、為替相場の転換やエネルギー価格の安定が期待されましたが、燃料価格は依然として高騰を続けています。一方、国内でも10月の衆議院選挙において自公連立政権が過半数割れとなり、我々の業界にとって最も重要な自動車関連税制に関する大きな転換が予測されるなど、まさに激動の一年となりました。

このように「エッセンシャルワーカー」として国民生活を支える貨物自動車運送事業を取り巻く環境においても、燃料だけでなく、車両価

## 年頭所感

一般社団法人愛知県トラック協会  
会長 寺岡 洋一

格や人件費の上昇が続き、その中で時間外労働の上限規制にも対応せねばならず、まさに四面楚歌といった状況が続いております。

更に、トラック運送業界においては、ドライバーの時間外労働規制を発端とした、いわゆる「2024年問題」を解決するために、トラックドライバーの労働環境の改善や物流の生産性向上、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進めるため、「改正物流効率化法」が本年4月に施行されます。また、業界の適正な取引環境の整備が図られることが期待される下請法も改正されます。いずれも、業界の健全化に向けて、昨年改正された「標準的な運賃・標準運送約款」と相乗効果を発揮するものであり、トラック輸送が今後も国民生活・経済を支える社会インフラであるために、また物流産業をより魅力的なものにするために、我々はこの非常に強い追い風を確実に掴み前進していかねばなりません。

2025年の当協会の事業活動においては、引き続き労働環境改善や業務効率化のための物流DXを促進する設備への助成事業を続けるとともに、トラック・物流Gメンに協力するためのGメン調査員活動等により一層の荷主対策の深度化を行ってまいります。

また、前述の「改正標準的な運賃・標準運送約款」については、引き続きセミナー等を通じて積極的に情報を発信し、適正な運賃料金が収受できるよう後押ししてまいります。

一方、依然として県下で多発する交通事故を撲滅するため、本年が最終年となる「トラック事業における総合安全プラン2025」に掲げる基本目標達成に向けて、関係行政と一体となって飲酒運転の根絶や事故抑止活動の推進、安全教育支援、先進機器の導入助成、事業運営に資する講習等を実施してまいります。

適正化事業においては全国適正化事業実施機関と連携し、巡回指導におけるD・E事業所への重点指導により業界内の法令遵守を一層徹底するのみならず、改善が必要な事業者及び新規許可事業者に対してのフォローアップ体制をより充実してまいります。

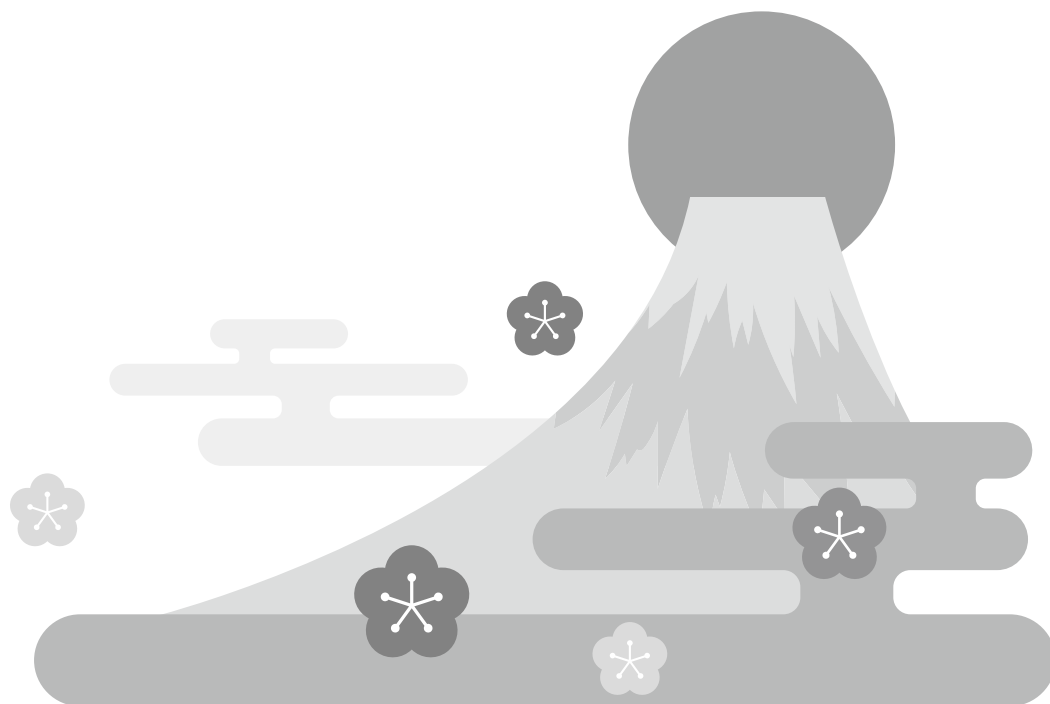
また、地方創生臨時交付金等を活用した燃油価格高騰対策、生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現と物流ネットワークの形成支援、そして高速道路の速度規制緩和の拡大等をはじめとする諸課題の解決に向けて、自由民主党愛知県議員団運輸振興議員連盟をはじめ、自由民主党愛知県支部連合会、公明党愛知県本部の皆様方とも連携し、要望活動を一層強化してまいります。

さらに人材確保対策事業として、昨年引き続きトラックFes2025（仮称）を開催し、内外へ向け業界の魅力を発信するとともに、就職面談会やハローワークと提携した地域密着型就職イベント、高校向け進路ガイダンスに参加するなど幅広い層への働きかけを行ってまいります。既に多くの会員事業者にご登録いただいております協会独自の人材確保特設サイトにも有益なコンテンツを随時追加し、オンライン上でも業界の魅力を訴求してまいります。

そして、中部トラック総合研修センターでは輸送の安全確保に係る人材の育成を支援するため、経営者・管理者・ドライバーなどそれぞれの職種や経験に合わせたより実践的なカリキュラムをご提供いたします。また、人材確保の一助となるよう新たに特定技能外国人ドライバー向けの教育研修・適性診断等にも柔軟に対応してまいります。

災害対策事業においては、愛知県の基幹的広域防災拠点と適切な連携が図れるよう、トラック総合会館の機能性を生かして事業継続計画を見直し、能登半島地震をふまえた緊急輸送体制の実効性確保に努めてまいります。

結びに、皆様のご多幸とご健勝を祈念するとともに、トラック運送業界への更なるご理解とご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





# 新春を迎えて

愛知県知事  
大村 秀章

あけましておめでとうございます。

新たな年が、県民の皆様にとりまして素晴らしい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

去年は、「ジブリの大倉庫」「青春の丘」「どんど森」「もののけの里」に続き、「魔女の谷」が誕生し、「ジブリパーク」がフルオープンしました。

そして、10月には、2019年の構想発表から5年をかけて整備してきた、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」がグランドオープンを迎えました。

世界中から注目を集める2つの施設の完成により、新たなステージへ、また一步、大きく歩みを進めることができました。

今後も、これらの施設を起点に、世界中から、たくさんの人、最先端の技術・サービスを呼び込み、愛知をさらに元気にしてまいります。

さて、今年7月、いよいよ、アジア最大級・世界最先端のスマートアリーナ「IGアリーナ」がオープンします。スポーツやエンターテインメントの新たな拠点として、「ジブリパーク」や「STATION Ai」との相乗効果を生み出しながら、世界と大交流する愛知を創り上げてまいります。

また、愛知万博20周年となる今年は、3月25日に「愛・地球博20祭」が開幕します。「ジブリパーク」ともコラボレーションしながら大いに盛り上げてまいりますので、ぜひ、楽しみにしていただきたいと思います。

2026年の「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会」、2028年の「技能五輪国際大会」など、今後も、愛知を元気にし、日本を元気にするプロジェクトが続きます。

グローバル化の進展やAI等のデジタル技術の急速な発展など、世界が大きく変化する中、今後も、これらのビッグプロジェクトを着実に進め、日本の成長を牽引してまいります。

もちろん、こうした取組とあわせ、喫緊の課題である人口減少・少子化対策を始め、社会インフラ整備や農林水産業の振興、教育、女性の活躍、医療・福祉、感染症対策、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民の皆様のご生活と社会福祉の向上、次代の愛知を担う「人づくり」にも全力を注いでまいります。

引き続き、「日本一元気なあいち」、県民の皆様すべてが豊かさを実感できる「日本一住みやすい愛知」、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛知」の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

2025年元旦



## 年頭の辞

中部運輸局長  
中村 広樹

新年あけましておめでとうございます。謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

交通及び観光関連の事業に従事される皆様におかれましては、日々、安全で安定したサービスの提供に努めていただいております。深く敬意を表します。また本記事をご覧の皆様には、運輸・観光行政に対するご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本年も変わらぬご支援をいただけますよう、お願い申し上げます。

昨年は、元日に能登半島地震が発生し、中部運輸局からも職員を被災地に派遣し復旧・復興の支援を行いました。また、管内においても台風第10号接近の大雨に伴う浜松自動車検査登録事務所の閉庁や多くの交通モードにおける計画運休が発生するなど、頻発化、激甚化する災害への対応で多くの経験を得た年になりました。

中部運輸局として、昨年までの経験も踏まえ、南海トラフ巨大地震、豪雨災害等に備え、実践的な防災訓練を実施してまいります。また、代替輸送の確保、災害情報の収集を円滑に行い、災害に対処できるよう、関係事業者や関係地方自治体等との連携を強化してまいります。

輸送の安全の確保は、運輸事業の根幹であり、運送事業者の皆様には、重大事故の根絶に向け、日々取り組んでいただき感謝申し上げます。今年も車両の点検、教育・指導を含めた適正な運行管理、日頃からの運転者の健康状態の把握などを徹底し、「輸送の安全確保」及び「事故の未然防止」に最善を尽くしていただきますよう、

お願い申し上げます。

昨年の訪日外国人旅行者数とその消費額は、過去最高だった2019年を大きく上回り、全国的なインバウンドの回復・拡大はめざましいものでした。ただ、管内の外国人旅行者数は全国の伸び率に及ばない状況が続いています。

このため、令和6年度補正予算や来年度予算を活用しつつ、管内各地域の魅力の発信、高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出、持続可能な観光地域づくり、インバウンドの受入環境整備等に各地域の皆さんと共に取り組むことにより、各地域への誘客と「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを進めます。

本年9月には、中部地域では初めてとなる国内最大の旅の総合イベント「ツーリズムEXPO ジャパン2025愛知・中部北陸」が開催されます。管内の多くの地域・関係者のご参画を得て、地域の魅力を内外に発信する場となることを期待しております。

また、今年、中部国際空港が開港から20年の節目の年を迎えます。中部運輸局では中部国際空港の利用促進を図るため、経済界と協力したキャンペーンを展開しております。管内のインバウンドとアウトバウンド双方の利用を増やし、20周年に花を添えられるよう取り組んでまいります。

インバウンドが回復している一方で、足下の地域では人口減少や高齢化が進んでおります。地域の暮らしや経済を守るためには、地域交通の維持・活性化が喫緊の課題です。

このため、国土交通省では昨年7月「交通空白」解消本部を設置して、「地域の足」及び「観光の足」を確保することにより「交通空白」を解消するための取組みを強化しております。

中部運輸局では、私（局長）を筆頭に運輸局幹部が管内自治体の首長さん方を訪問し、各地における地域交通の現状やお困りごとについてお話を伺ってきました。本年も自治体や交通事業者の皆様とともに地域の課題に向き合い、公共ライドシェアや日本版ライドシェアを含め選択肢も増える中で、地域のニーズにあった移動手段が確保されるよう、自治体への伴走支援や関係業界との橋渡しなどに精力的に取り組んでまいります。

「ものづくり」の一大拠点である中部地域においては、倉庫、陸運、海運、港運など物流業界が一体となって機能していく必要があります。国際競争力の維持・強化等のためにも、物流の効率化、円滑化は不可欠です。

昨年は「2024年問題」の始まりの年として、これまでになく「物流」が注目を集めた年となりました。物流に関する諸課題への対応は、今年も引き続き我々にとって大きな使命の一つです。

昨年公布された改正物流法を踏まえ、荷主・物流事業者間の商習慣を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図ってまいります。また、昨年11月に改組された「トラック・物流Gメン」を活用し、荷主企業等に対する監視の強化、適正な運賃・料金の周知徹底を図る等、労働環境の改善や取引の適正化に引き続き取り組んでまいります。

さらに、今後10年で鉄道、内航の輸送量・輸送分担率を倍増することを目指すといった目標を踏まえ、中部運輸局でも、大型コンテナの導入支援等を通じ、環境性や安全性に優れたモーダルシフトを促進してまいります。

以上、昨年を振り返りつつ、今年の抱負につ

いて述べてまいりました。各種の取組がこの地域の飛躍に繋がること、また本年が皆様にとって幸せな一年になることを心より祈念いたしまして、私からの新年のご挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以下では、令和7年における中部運輸局の施策の方向性について、「輸送の安全・安心の確保」、「産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化」、「公共交通の確保・充実による豊かな地域づくりの推進」、「地域経済を支える観光の質的向上」及び「防災・危機管理」の5つを柱としてご説明いたします。

## 1. 輸送の安全・安心の確保

(1) 輸送の安全・安心の確保は、中部運輸局にとって最優先の課題であるとの認識のもと、運輸安全マネジメント制度及び監査指導を「車の両輪」として推進し、経営トップから現場まで一丸となった運輸事業者の安全管理体制の構築に寄与すべく、引き続き取り組んでまいります。

交通・運輸事業者には、発災時においてもできるだけ被害の軽減と拡大を防止するとともに、業務活動の維持や早期復旧を図ることが期待されており、自然災害への対応力が求められております。「運輸防災マネジメント指針」を基に、運輸安全マネジメント評価の実施とあわせ、各種セミナー等を通じて運輸事業者の取組を支援してまいります。

(2) 自動車交通分野においては、民間指定機関である（一財）中部貸切バス適正化センター及び各県の貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携をしながら、効率的な監査・指導を実施し、事業の安全性を確保してまいります。

また、訪日外国人観光客の増加を踏まえ、貸切バスの「運賃・料金の適正な収受」を呼びかけるとともに、安全・安心な運行を阻害する行

為に対しては厳正に対応してまいります。さらに、空港や観光地における白バス・白タク行為の排除に向けた取組も進めてまいります。

(3) トラック、バス、タクシーといった事業用自動車の安全対策については、未だに飲酒運転による事故が発生していることや、昨年は運転者の健康状態に起因する事故が大きく増加したことを踏まえつつ、事故防止に向けた総合的な取組を進めることが必要です。このため、「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づく取組などを一層推進し、事故削減に向けた対応をしっかりと進めてまいります。

(4) 自動車の検査登録については、自動車登録関係手続きのオンライン化を進める「ワンストップサービス (OSS)」の利用促進を図っています。また、令和5年1月からは車検証の電子化が始まり、専用アプリにより手続きを簡略化したり、記録等事務代行制度により運輸支局等への訪問を不要とするなど、手続きの負担低減に努めています。今後もOSSの利用促進等、利便性向上に取り組んでまいります。

封印制度は、自動車の真正性を担保し、自動車登録制度の根幹を支えるものです。不適切な取扱い等起きないように、関係事業者への指導など、再発防止策をしっかりと講じてまいります。

(5) 鉄道分野については、重大事故の防止を図ることはもちろんのこと、運転事故の多くを占める踏切障害事故及び人身障害事故を防止するため、立体交差化や踏切保安設備の整備等への支援を推進してまいります。駅の安全性確保に関しては、ホームドアの設置や内方線付き点状ブロックの整備などのハード対策に加え、障がいのある方への声かけなど、駅係員等への教育の充実といったソフト対策を進めてまいります。また、計画運休実施時や輸送障害発生時における全ての利用者への適時適切な情報提供が

可能となるよう各事業者の取組を支援してまいります。

(6) 海事分野については、令和4年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受け、安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現するために、事業者の安全管理体制の監査強化、船員の資質の向上、安全設備強化への対応、安全情報の提供の拡充及び利用者保護の強化を実施してまいります。また、本年4月から新たに開始されます安全統括管理者・運航管理者の試験に伴う資格者証の交付を適正かつ厳格に実施し、事業者の運航管理体制の強化を図ってまいります。

## 2. 産業活動に不可欠な物流の効率化・円滑化

(1) 中部運輸局では、総合物流施策大綱(令和3年6月閣議決定)で示された「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」、「労働力不足対策と物流構造改革の推進」、「強靱で持続可能な物流ネットワークの構築」の3つを柱として各種施策を推進しています。

その後、関係閣僚会議において示された令和5年6月の「物流革新に向けた政策パッケージ」、10月の「物流革新緊急パッケージ」、昨年2月の「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づき、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」、「商慣行の見直し」について、関係者と連携しながら各種施策を一層推進してまいります。

その施策の一つとして、物流効率化法と貨物自動車運送事業法の改正が行われ、昨年5月15日に公布されました。今回の改正により、荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図ってまいります。



また、モーダルシフトについても、今後10年で鉄道、内航の輸送量・輸送分担率を倍増することを目指すといった目標が示されました。中部運輸局では、大型コンテナの導入支援等を通じ、環境性や安全性に優れたモーダルシフトを促進してまいります。

(2) トラック運送事業においては、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者を監視するため、令和5年7月に「トラックGメン」を設置しましたが、昨年11月には、情報収集先として倉庫事業者等を追加し、「トラック・物流Gメン」に改組してさらに体制を強化しています。

また、多重下請構造の是正、物流の効率化を進めるため、物流効率化法と貨物自動車運送事業法が昨年改正され、本年から来年にかけて順次施行される予定です。改正法を実効性のあるものとし、持続可能な物流を実現するため、倉庫や物流拠点等における物流の効率化を促進するとともに、昨年各県トラック協会が設けた「Gメン調査員」と連携して、荷主企業等に対する監視の強化、適正な運賃・料金の周知徹底を図る等、労働環境の改善や取引の適正化に引き続き取り組んでまいります。

### 3. 公共交通の確保・充実による豊かな地域づくりの推進

(1) 誰もが自由に外出・移動が可能な社会の実現のため、地域公共交通の役割はより重要になっています。地域の実情に応じた輸送手段の確保は喫緊の課題であり、地方公共団体が中心となって、あらゆる輸送手段を柔軟に組み合わせ、まちづくり政策と連携しつつ地域モビリティ全体を再構築する交通政策が不可欠です。

中部運輸局では、地域公共交通計画の策定及び計画に基づく事業への支援を進めてまいりま

す。それぞれの地域において必要とされている輸送サービスの対象や範囲等に応じてきめ細やかに対応し、地域における取組に貢献してまいります。

(2) 社会情勢やライフスタイルの変化に対応し、地域公共交通を持続可能な形で維持するため、地域交通を「リ・デザイン」していく取組を推進してまいります。具体的には、自動運転やMaaS等の「交通DX」、車両の電動化等の「交通GX」を進めつつ、「官民の共創」、「交通事業者間の共創」、「他分野を含めた共創」の「3つの共創」等を推進し、まちづくりと連携しつつ、利便性・持続可能性・生産性の向上を図ります。

(3) 「地域の足」と「観光の足」を確保し、「交通空白」を解消していくため、日本版ライドシェアや、運用改善した公共ライドシェアの活用・バージョンアップを含め、各地域の実情にあった方策を一刻も早く導入できるよう、自治体や交通事業者に伴走しながら取り組んでまいります。

路線バスでは、昨年の改正基準告示の施行に伴い、担い手不足に起因する路線の休廃止や減便が進んでおり、人口減少やリモートワークの増加等による移動需要の減少、近年の燃料や資材の高騰による経費の増加等によって、地域公共交通の維持・確保は益々厳しい状況に置かれている一方で、高齢者や学生等の地域公共交通を必要とする方々の移動を確保することも重要です。このため、地域の多様な関係者が連携・協働し、より利便性・生産性・持続可能性の高い姿へ再構築（リ・デザイン）していく取組を推進するとともに、各地で行われている人材確保の取組や、キャッシュレス決済、遠隔点呼・IT点呼等の交通DXによる利便性向上や経営力強化を図ることにより、持続可能な公共交通の実現を目指してまいります。

(4) 中部運輸局では、地域公共交通に関する

施策を担う地方自治体や交通事業者を主な対象に、学識者の講演や施策の最新情報の共有を行う「地域公共交通シンポジウム」を毎年開催しています。

昨年は「課題解決のためのデジタル技術の活用」をテーマに開催し、約250名の方にご参加いただきました。引き続き、有意義な情報提供ができるよう、継続してまいります。

(5) ジェンダー（社会的・文化的性差）平等の観点も踏まえた共生政策の推進に取り組んでまいります。

具体的には、昨今のジェンダーに関する議論の高まりを受け、交通業界における女性活躍を推進するとともに、交通サービスを実現していく必要があることから、ジェンダー主流化の取組を進めてまいります。

現在検討中の第4次バリアフリー整備目標や関連施策のあり方等を踏まえ、一層のバリアフリー化を推進していく必要があることから、地域特性を踏まえた基本構想・マスタープランの策定を、支援・促進してまいります。

また、目に見えない障害への対応の更なる推進のあり方や、心のバリアフリーの普及啓発にも積極的に取り組んでまいります。

#### 4. 地域経済を支える観光の質的向上

(1) 令和5年3月に閣議決定された観光立国推進基本計画では、観光立国の持続可能な形での復活に向け、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに特に留意しつつ、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしています。

(2) 「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づ

くりを実現するため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を活用し、各地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等が持続可能な観光地マネジメントを行えるように支援してまいります。また、観光客の受入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じる取組を支援してまいります。

宿泊業をはじめとした観光産業の人手不足を解消するため、採用活動等の足下の対策を支援してまいります。また、観光地・観光産業におけるDXの推進により、コンテンツの販路拡大やマーケティングの強化による消費額拡大、在庫管理等の最適化による収益・生産性向上を図る取組を支援してまいります。

(3) 高付加価値旅行者の誘客を強化するため、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業におけるモデル観光地の支援等を通じ、高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出などに取り組んでまいります。

地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正が行われ、経営の厳しいローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充が図られております。中部運輸局管内においてもこうしたローカル鉄道のあり方の議論に積極的に関与してまいります。

(4) 地方部へのインバウンドの誘客を推進するため、自然、文化、食、スポーツ等の地域の観光資源を活用した地方誘客に資する観光コンテンツの磨き上げに取り組んでまいります。

(5) 中部国際空港が開港から20年を迎えます。中部国際空港の国際線はピーク時の2019年に比

べて回復が遅れていることから、中部運輸局ではアウトバウンドの回復に向けて、経済界と協力したキャンペーンを昨年から展開しております。引き続き、中部国際空港の利用促進に向けた取組を強化してまいります。

(6) 国内最大の旅の総合イベントである「ツーリズムEXPO ジャパン」が、本年9月に中部北陸地域で初めて開催されます。この「ツーリズムEXPO ジャパン2025愛知・中部北陸」が成功し、このエリアの魅力を国内外にしっかり発信できるよう、幅広い関係者と協力して支援してまいります。

(7) 令和5年より本格的に国際クルーズの運航が再開され、管内の港への寄港も大幅に増加していることから、管内の各港と連携を図り、さらなる寄港の促進と地域の活性化を図ってまいります。

また、海離れが指摘されている子どもや若者を始めとした国民全体に対して、海・船への興味・関心をより一層高めるとともに、海事観光や海洋レジャーの市場を拡大していくための取組である「C to Seaプロジェクト」を通じ、海事関連情報等の発信などに努めてまいります。

## 5. 防災・危機管理

(1) 大規模災害発生時には、交通に大きな影響が出ることが懸念されます。中部運輸局としては、日頃より事業者、業界団体、地方自治体等の関係者との連携強化を図り、発災後の混乱状態においても、適切な対応が取れるよう引き続き各種取組を進めてまいります。

(2) 南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、具体的な地震・津波などを想定した実践的な防災訓練を繰り返し実施しております。災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における速やかな職員派遣や情報収集、代替輸送の確保等を確実に実施できるよう、関係事業者や関係地方公共団体等との連携を強化してまいります。

大規模災害の発生により物流システムが寸断された場合、国民生活に甚大かつ広域的な影響が生じます。物流総合効率化法に基づく特定流通業務施設の民間物資拠点リストアップの強化など、災害時の円滑な支援物資輸送の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。





## 年頭のご挨拶

愛知運輸支局長  
古橋 靖弘

あけましておめでとうございます。

令和7年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様には、運輸・観光行政に対するご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年も変わらぬご支援をいただけますよう、お願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類に引き下げられて以降、人流、物流など社会経済活動が回復傾向となっています。

一方で、昨年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、豪雨や台風等により各運輸モードで計画運休が行われるなど、自然災害への対応に追われる年でもありました。

また、関係業界においては、担い手の不足・高齢化など、引き続き大きな課題をかかえているものと認識しております。

愛知運輸支局では、このような状況を踏まえ、「輸送の安全・安心の確保」、「地域公共交通の確保・維持」、「運輸・整備事業の課題解決及び人材確保・育成」、「観光振興の推進」、「自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上」、「防災・危機管理」について重点的に取り組んでまいります。

### 1. 輸送の安全・安心の確保

輸送の安全・安心の確保は交通政策の基本であり、自動車運送事業における最優先課題です。自動車運送事業者の皆様自ら安全性を高めていただくべく、運輸安全マネジメント制度の一層の普及、取組の徹底を図ってまいります。具

体的には、各輸送モードの実態を考慮した評価を引き続き実施することにより、事業者における安全風土の醸成及び輸送の安全確保に向けた環境作りに取り組んでまいります。

現在、事業用自動車に係る交通事故総数については、全国的に増加傾向に転じています。

また、昨年は、各輸送モードにおいて死傷者の発生を伴う重大事故が複数発生しており、このような事故を未然に防ぐことが重要な課題となっています。これらの対策として、自動車運送事業者に対し、国による監査では、改善基準告示の改正後の愛知運輸支局と愛知労働局と連携した合同監査の実施、(一財)中部貸切バス適正化センター及び愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導、運行管理者講習等により、法令遵守の徹底を図ってまいります。

さらに、中部ブロック事業用自動車安全対策会議において策定した「事業用自動車総合安全プラン2025中部ブロック取組計画」に基づき、運行管理業務の高度化の推進や健康起因事故防止、飲酒運転防止対策等を徹底させることにより、事業用自動車原因となる悲惨な事故を発生させないよう取組を進めてまいります。

### 2. 地域公共交通の確保・維持

誰もが自由に外出・移動が可能な社会の実現のため、地域公共交通の役割はより重要になっています。

国土交通省では、持続可能な地域交通を実現すべく、地域の関係者による連携・協働、ローカル鉄道の再構築、自動運転の社会実装等の交通DX等、地域交通のり・デザインを進めており、

また、昨年7月には国土交通大臣を本部長とする「交通空白」解消本部を立ち上げ、地域住民や観光客がタクシーなどの移動手段を利用できない状態、いわゆる「交通空白」の解消に向け取り組んでおります。

中部運輸局においても、地域交通の現状や課題の把握に努めるべく取り組んでまいりました。愛知運輸支局管内でも、県内自治体の首長を中部運輸局長はじめ運輸局幹部や愛知運輸支局長が訪問して意見交換を行い、地域交通の現状や課題、ご要望等の把握に努めてきたところです。

愛知運輸支局においても、地域交通の現状や課題を踏まえつつ、「交通空白」の解消と地域公共交通の再構築（リ・デザイン）の推進に資する取組を、地方公共団体や交通事業者と連携しながら、引き続き積極的に支援してまいります。

### 3. 運輸・整備事業の課題解決及び人材確保・育成

自動車運送業界では、昨年4月から「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働の上限規制の強化が実施されました。これにより、運転手の労働環境の改善が期待される一方で、輸送の担い手不足が顕在化しています。

いわゆる「2024年問題」として、物流の停滞が懸念される物流業界に関して、政府では「物流革新緊急パッケージ」を策定し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しなどについて具体的対策を講じていくこととしておりますが、問題解決に向けては運送事業者のみならず、運送に関わる様々な関係者の理解や協力が必要なところです。

愛知運輸支局においても、必要な物流を持続的に確保し、労働者の労働条件の改善に向け「ホワイト物流推進運動」、「働きやすい職場認証制度」の推進及び荷主・運送事業者に向けた啓発セミナー等の周知活動の積極展開などに加え、昨年11月より「トラックGメン」を適正化事業実施機関が新たに設けた「Gメン調査員」や倉庫業の担当職員を追加し、「トラック・物流Gメ

ン」へと改組し体制を充実しました。引き続き荷主等への監視体制の強化を着実に実施してまいります。

また、物流産業と同様に担い手の不足が深刻な課題となっている公共交通業界に關しても、若者や女性が活躍しやすい環境の整備や、県下の各ハローワーク等との連携による就職セミナーの実施など、担い手確保の取組を支援してまいります。

自動車整備業界においても、「愛知自動車整備人材確保・育成連絡会」により、高等学校訪問や小・中学生を迎えての職場体験、児童に整備事業を身近に感じてもらうためのこども自動車整備士といった取組を通じ、自動車整備士の魅力を伝えるなどして整備人材の確保・育成に努めてまいります。

### 4. 観光振興の推進

2023年3月に閣議決定された観光立国推進基本計画では、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに特に留意し、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしています。

中部運輸局においても、地方へのインバウンド誘客及び消費拡大を加速させ、また、開港20年を迎える中部国際空港の利用促進を図るため、持続可能な観光地域づくり、高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出、観光資源の磨き上げ、外国人旅行者の受入環境整備等について、関係者と連携して取り組んでいくこととしています。

### 5. 自動車の安全性確保と自動車検査登録手続きの利便性向上

衝突被害軽減ブレーキ等の高度な電子制御技術を搭載した先進安全自動車については、年々普及が進んでおり、交通事故の防止に大きな効果が期待されます。また自動運転については、運転者を配置しない「レベル4」での自動運転

移動サービスが開始されるなど着実に技術が進展しており、自動運転の実用化による交通事故の削減につながることを期待しています。

このように自動車技術の急速な進展や脱炭素化に向けた電動車の普及による自動車の高度化・複雑化に対応するため、昨年10月から車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）を新たに導入するなど、自動車整備業の重要性は益々増加しています。高度化した自動車を安全に使用するには、適切な点検・整備が必要不可欠であり、関係団体と連携しつつ取り組んでまいります。

自動車検査証の電子化については、ICタグが貼り付けられた新たな車検証の交付が開始されてから2年が経過しました。継続検査において国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が自社において電子車検証の有効期間の更新、検査標章の印刷をすることができ、これまで必要であった運輸支局・自動車検査登録事務所への来訪が不要となりました。自動車ユーザーの利便性と事業者の生産性が向上する「記録等事務代行サービス」の普及促進を行ってまいります。

また、引き続き、自動車保有関係手続きにかかる申請者の負担軽減、業務の効率化のため、オンラインで一括した申請手続きを可能とするワンストップサービス（OSS）を推進し、行政手続きの向上に取り組んでまいります。

## 6. 防災・危機管理

昨今の地球温暖化などの影響により、集中豪雨や台風襲来など相次ぐ自然災害によって、多くの地域で甚大な被害が発生しています。昨年8月には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。

運輸支局・自動車検査登録事務所では、自治体が発令する災害警戒レベルによって、業務継続の判断を早急におこない、来庁者等の人命確保を最優先に努めてまいります。

また、自然災害時における輸送の確保、活動

の維持、早期回復のための防災力の向上を目的とした「運輸防災マネジメント」を確実に推進すべく取組を強化してまいります。

平時より南海トラフ巨大地震や台風による自然災害などに備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応ができるよう、実践的な防災訓練を実施するなど、応急時の体制強化に努めるとともに、発災時における情報収集、代替輸送の確保等に迅速に対応できるよう関係機関とも連携した体制整備の強化に努めてまいります。

以上、愛知運輸支局の取組の方向性を申し述べましたが、今後とも皆様方の一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。皆様にとりまして輝かしい良い年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

愛知労働局長  
小林 洋子

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からのご理解とご協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

愛知の労働行政を取り巻く情勢ですが、令和6年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.25倍となっており、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で回復の動きがあり、求人についても、業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあるなど、雇用情勢は改善の基調を維持しています。

ただし、一部の産業によっては、求人の提出を控える動きから、改善の動きが弱まっており、また、最低賃金引上げや社会保険適用拡大による就業調整、エネルギー価格や原材料価格の上昇等、雇用に与える影響について、引き続き動向を注視する必要があるものと認識しています。

運送業界においては、昨年4月より時間外労働の上限規制、さらに「改正自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が施行されております。

人手不足やドライバーの高齢化などの課題がある中、運送業界の働き方改革を推進し、法令遵守を図るため、「長時間にわたる荷待ち時間や無理な到着時間の設定等」について、労働基準監督署から発着荷主等に対して、配慮（長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること等）を要請する取組を継続して進めていきます。

運送事業は、日本経済の基盤である物流を支える重要なライフラインです。大変重要な産業である運送事業を持続可能なものとしていくには、ドライバーをはじめとした運送事業に従事

する方の賃金や労働時間などの労働条件を改善していくことが、結果的に人材確保につながっていくものと考えております。

また、本年度、愛知労働局では重点課題として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「リスキリング、労働移動の円滑化等の推進」及び「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

特に、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」については、昨年10月1日より、愛知県最低賃金は過去最大50円引上げの時間額1,077円となりましたが、最低賃金・賃金の引上げは、賃金上昇が消費の活発化に繋がり、それにより企業収益が伸びて更に賃金が上がるという好循環の実現を目指すものであるため、引き続き、改正最低賃金額、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等各種支援策について、周知等の取組を図ってまいります。

さらに、安全で健康に働くことができる環境づくりについては、引き続き、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底を図るとともに、事業運営と安全衛生管理を一体的に捉え、生産性等の向上を図るプロセスとリスクアセスメントのプロセスを一体的に行う「安全経営あいち<sup>®</sup>」にご賛同いただき、より前向きで、自律した安全衛生管理の推進を併せてお願いいたします。

結びに、本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

愛知県警察本部長  
鎌田 徹郎

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、令和7年の輝かしい新春を御家族ともども健やかに迎えられましたことに心よりお慶び申し上げます。

また、旧年中は交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、皆様方のお力添えを賜りながら、交通死亡事故の抑止に向けて様々な対策を展開してまいりましたが、多くの尊い命が交通事故により失われました。

昨年の交通死亡事故の傾向を見てみますと、第一当事者の8割以上が免許が必要な車両であり、信号無視や速度超過に起因する交通事故など、ドライバーの交通ルールに対する規範意識の低さが窺われる交通事故が発生しました。

また、年齢層別では高齢者の割合が依然として多く、当事者別では歩行者や自転車利用者の交通事故が多く発生しており、歩行者の斜め横断や信号無視等、歩行者側に起因する交通事故も発生しました。

県警察では、こうした状況を重く受け止め、本年も「交通死亡事故の抑止」を最重要課題の一つに掲げ、諸対策に取り組んでまいります。

具体的には、交通事故のドライブレコーダー映像を活用するなどし、交通事故の危険性や注意すべき点を理解してもらう交通安全教育を重点的に推進してまいります。

また、自動車等の信号無視や横断歩行者妨害等の重大事故に直結する悪質・危険な交通違反の取締りを強化するとともに、自転車の軽微な違反も看過することなく積極的に指導取締りを

行うなど、全ての道路利用者の安全な交通行動につながる対策を講じてまいります。

しかしながら、交通事故は誰もが当事者となるおそれのある身近な問題であり、安全な交通社会を実現するためには、道路を利用する全ての方が交通安全意識を高め、安全な交通行動を実践することが重要であると考えております。

皆様方におかれましても、一件でも交通事故が減るよう、これまで以上の取り組みをお願いします。

結びに、本年が皆様方にとりまして幸多い年でありますよう祈念申し上げまして、新年の御挨拶とします。





# 年頭所感

公益社団法人 全日本トラック協会会長  
坂本 克己

令和7年を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

## 1. 2030年に向けた対応

昨年4月から我が業界を魅力ある職場とするため、ドライバーの時間外労働の上限を定める規制が適用され、いわゆる「物流の2024年問題」に直面し、さらに2030年に繋がる由々しき問題であります。これは、構造的な課題でもあり、継続的に対応していく必要があります。このため、国土交通省においては、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」や「2030年度に向けた政府の中長期計画」等に基づき、①物流の効率化、②商慣行の見直し、③荷主・消費者の行動変容を三本柱とした抜本的・総合的な対策を講じてきたところであり、業界としても強力に推進していきます。

さらに、昨年3月には、燃料高騰分なども踏まえた運賃水準の引き上げ幅の提示や、荷待ち・荷役等の対価に係る標準的な水準の設定、下請けに発注する際の手数料の設定などの方針を盛り込んだ新たな標準的運賃が告示されました。引き続き、トラック運送事業者への周知徹底を図ります。

物流を支えるエッセンシャルワーカーであるドライバーの処遇改善や担い手確保は、「待たなし」の極めて重要な課題です。このため、「物流革新元年」として2024年に引き続き、本年が更なる飛躍の年となるよう、全力で取り組みます。

## 2. 燃料高騰対策等の対応

経済活動への影響を小さくするための措置として、政府では令和4年1月から燃料油価格激変緩和対策事業を実施するとともに、物流事業者等に対する支援に活用できる「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を措置しており、昨年12月に成立した令和6年度補正予算においても追加計上されました。引き続き、地方公共団体に対し、強力な支援要請の働きかけを行います。

燃料価格をはじめとする輸送コストの上昇分を適切に運賃に転嫁することが基本であり、トラック運送事業者が適正な運賃を収受できる環境を整備することが重要であると考えます。このため、燃料サーチャージ制度を盛り込んだ標準的運賃を、トラック運送事業者のみならず、荷主などへも周知・浸透を図るとともに、政府と連携し、独占禁止法や下請法の取締りの強化、下請中小企業振興法に基づく指導、昨年11月に体制が拡充されたトラック・物流Gメンによる情報収集や荷主・元請事業者等の悪質な行為の是正指導の強化等により、燃料価格高騰分を含む適正運賃収受に向けた取引環境の整備に向け、しっかりと取り組みを実施します。

## 3. 多重下請構造の是正と適正取引の推進

多重下請構造の是正に向けては、全日本トラック協会では令和6年3月に、「多重下請構造のあり方に関する提言」を取りまとめました。さらに業界の多重下請構造や荷主との適正取引などについて審議するため、常任委員会のひとつに「適正取引委員会」を設置し、同年11月に初

会合を開きました。また、国交省においては令和6年8月に「トラック運送業における多重下請構造検討会」が立ち上がり、利用運送事業者等の実態解明などを進めるとともに、実運送事業者が適正な運賃を収受できるよう、現在必要な対策が検討されているところです。全ト協としても、実運送事業者が適正運賃・料金を収受し、物流の現場で働くドライバーに全産業平均並みの賃金をお支払いできるようにするために、多重下請構造は正に向けた取り組みを強化していきます。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる『構造的な価格転嫁』を実現する」とされたことから、これを踏まえて公正取引委員会、中小企業庁に設置された「企業取引研究会」では、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法に関する改正を中心に検討が進められ、昨年12月に報告書が取りまとめられました。令和7年の通常国会で同報告書に基づき下請法改正が実現すれば、発注側と下請け側の価格交渉が義務化されるほか、これまで独占禁止法（物流特殊指定）で対応されてきた発荷主とトラック運送事業者との取引について、より機動的な対応がなされるよう下請法の適用対象になります。

#### 4. トラック・物流Gメンへの体制拡充

令和5年6月の貨物自動車運送事業法改正により「当分の間」延長された、違反原因行為を行う荷主等に対し、国土交通大臣が「働きかけ」や「要請」、「勧告・公表」を行う「荷主対策の深度化」については、その実効性を担保するため、令和5年7月に「トラックGメン」が発足しました。昨年4月に成立した改正物流効率化法では、我々からの要望を受けて、トラックGメンを補助し、荷主の違反原因行為を調査する役割が地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に与えられ、各地方実施機関では「Gメン調査員」

が選任されました。また、令和6年11月には、物流全体のさらなる適正化を図る観点から、「トラックGメン」を「トラック・物流Gメン」と改組し、トラック運送事業者に対して違反原因行為を行っている悪質な荷主について、倉庫業者からも情報収集を行うこととしたほか、地方運輸局の物流担当者29人と各都道府県トラック協会の「Gメン調査員」166人を追加し、総勢360人規模に増強されました。

前述の下請法の改正では、トラック運送事業を所管する国土交通大臣に、下請法に違反する行為に対する指導・助言の権限が付与されることが検討されているほか、トラック運送事業者が報復を恐れ、トラック・物流Gメンへの情報提供を躊躇することがないよう報復措置の禁止の申告先として、国土交通大臣を追加することが検討されており、これによってトラック・物流Gメンに情報提供した事業者についても保護の対象となります。こうした方向性を踏まえ、トラック・物流Gメンについては、公正取引委員会や中小企業庁が持つ豊富な知見を活かし、Gメン調査員と連携を図りつつ、より強い権限を持って荷主対策の実効性を高めていく必要があります。

#### 5. ドライバーの社会的評価の向上と人材確保対策

トラック輸送産業は、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの皆様のたゆまぬ努力により、全国各地で地域の経済活動と人々の暮らしを支えており、公共交通機関としての重責を担うとともに、地方創生の旗頭として、高い評価を得てきました。一方で、トラック運送事業者に対する優越的な関係を背景に、荷主や一般消費者によるドライバーへの暴言や、契約にない過剰な要求、業務に対する不当な言いがかりや悪質なクレームなどが近年増加傾向にあります。

このようなカスタマーハラスメント（カスハラ）による精神的な被害を防ぎ、ドライバーの皆様

方の安全と健康を守るためには、ドライバーの皆様を守るための対策だけでなく、ドライバーの皆様の社会的地位向上につながる対策を講じていかなければなりません。

全ト協ではこの対応を図るため、「ドライバーの社会的評価の向上に係る検討委員会」(委員長: 滋賀県トラック協会 松田直樹会長)を設置しました。同委員会では、「トラック運送業界におけるカスハラの実態把握」、「事業者がドライバーを守るために採るべき対策」、「ドライバーの社会的評価の向上に繋がる方策」、「荷主や消費者に対する適切な情報発信」——について検討、取りまとめを行い、カスハラ被害の根絶に向け、積極的に取り組みます。

トラック運送業界におけるドライバー不足は年々深刻化しており、労働力不足を解消するためには、業務の効率化や労働環境・条件の見直し、DX化・システム導入などの対策が求められてきます。

人材確保対策のひとつとして、政府は令和6年3月、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等を変更し、特定技能の対象分野に「自動車運送業」を追加することを閣議決定し、特定技能の取得に必要な特定技能1号評価試験を令和6年12月以降実施するとの発表が国交省からなされました。

自動車運送業分野において、生産性の向上や国内人材確保を行ってもなお深刻化する人手不足に対応するため、専門性や技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、自動車運送業分野の存続・発展が期待されます。令和6年度から5年間の受け入れ人数として、自動車運送業分野で最大2万4500人が見込まれており、ドライバー不足解消の一助となることが期待されています。

全ト協としましては、外国人ドライバーの円滑な受け入れに向けた対応を行います。また、倉庫や配送センター等の作業員についても確保が難しくなっている状況を踏まえ、これらの作業員についても、外国人特定技能制度への追加

について、国交省に対して強力に要望を実施します。

## 6. 安全運行の徹底

トラック運送業界は、「安全で安心な輸送サービスを提供し続けること」が社会的使命であり、常に「安全」を最優先課題と位置付けながら事業を展開しています。

一方で、事業用トラックが第1当事者となる死亡事故件数は令和5年よりも増加傾向にあるほか、根絶すべき事業用トラックによる飲酒運転も依然として発生しています。また、大型車による車輪脱落事故も多く発生しております。全ト協では、「トラック事業における総合安全プラン2025」に基づき、令和7年度末までに、PDCAサイクルに沿って取り組みを進め、事業用トラックが関係する交通事故による死傷者数等の目標達成を図ります。会員事業者の皆様におかれましては、今一度基本に立ち返り、グリーンナンバーの自信と誇りを胸に安全運行の徹底に努め、安心・安全な輸送の確保をお願いいたします。

## 7. 道路整備と労働環境改善

トラック運送事業者が「国民生活と経済のライフライン」としての機能を果たし続けていくためには、利用者目線での計画的な道路整備の推進が必要です。

全ト協では、高速道路料金の引下げ、物流基盤の整備（高速道路ネットワークの整備・充実、休憩・休息施設や中継物流拠点の整備・拡充、暫定2車線区間の4車線化）など、道路整備の必要性を強く訴えてきました。特に高速道路料金については、大口・多頻度割引の拡充措置について、前述の令和6年度補正予算において、1年間延長されることになりました。引き続き、全国道路利用者会議と連携し、トラック運送事業者の生産性向上に資する道路整備や労働環境改善の実現等に向けて、政府・与党に対して全力で働きかけを行います。

## 8. 「事業許可更新制」の導入を目指して

我々トラック運送事業者の願いは、エッセンシャルワーカーとして物流の現場で日々奮闘しておられるドライバーの皆様方に、夢や希望、誇りを胸に、「我々が日本の産業を支えている」との熱い思いをもちながら、日々仕事をしていただくことに他なりません。しかしながら、これまでのようにトラック運送事業者同士が運賃・料金の安さで勝負しては、ドライバーの賃上げと労働環境改善には繋がらず、決してドライバーのためにはならないと考えています。今こそ我々トラック運送事業者は、「物流品質」で勝負しなければなりません。適正競争を推進することで、ドライバーの皆様の地位向上と労働条件の改善や事業経営の効率化が図られ、それが安定的な物流の確保に繋がり、国民経済の健全な発展に寄与することとなるのです。

全ト協では、業界内の適正競争推進による業界の健全な発展の実現に向けて、次期通常国会において、議員立法による貨物自動車運送事業法の改正とそれを担保する特別措置法（新法）の成立を目指すことを考えております。その具体的な内容としましては、事業許可の更新制等を追求していきたいと考えているところです。

会員事業者の皆様方がお互いに切磋琢磨し、業界全体が健全的に発展できるような環境にしていくために、全ト協では業界を取り巻く諸問題の解決に向けて、本年も全力で取り組みます。

会員事業者の皆様方のますますのご発展とご健勝、ならびにご多幸を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 第 7 回 常 任 理 事 会

# 第 4 回 理 事 会

令和6年12月18日（水）11時00分から  
愛知県トラック総合会館 4階 第5会議室で開催

（審議事項）

## 1. 総務委員会からの答申について

### （1）近代化基金融資申込み推薦の可否について（11月分）

議長は、財務室財務課 柴田課長に指示し、資料（総審議1）につき説明させた。

（答申事項）

#### 1. 近代化基金融資申込み推薦の可否について

11月 — 1件 19,250千円 —

#### 2. 第14回ポスト新長期規制適合車導入に係る融資推薦の申込みについて

11月 — 5件 112,810千円 —

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

### （2）業務施設運営専門委員会からの答申について

議長は、財務室 杉本次長ならびに財務室財務課 柴田課長に指示し、資料（総審議2）につき説明させた。

#### 1）長期改修計画の改定について

（概要）

「施設運営基金及び施設運営積立金運営要領」に基づき、当協会が管理運営する施設の長期改修計画を資料に基づき説明した。

なお、本計画の策定にあたっては全施設の点検を実施し、建物の現状を把握した上で、維持管理に必要な修繕・更新を一定の周期で実施することとした。

また、同時に施設の存続・処分については、当協会が施設運営の検討を担当する業務施設運営専門委員会を定期的（年4回ほど）に開催し検討を進めることとした。

#### 2）サービスセンターの財産処分申請（案）について

（概要）

処分子定施設である東三河サービスセンターの売却計画、処分理由等について、資料に基づき説明した。当該センターの利用状況や保有資産のコンパクト化等の理由により、各種委員会の承認を得ながら進めるものとなる。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

- (3) 運転実技指導員（インストラクター）に関する諸手当の見直しについて  
議長は、総務部長谷川部長に指示し、資料（総審議3）につき説明させた。

（概要）

運転実技指導に従事する専任インストラクターについて、直近で採用活動を実施するも、転職市場への人材流入の少なさや教習所指導員の賃金上昇傾向等の理由により、希望年収等の条件面で折り合いがつかず、多数の問題点と課題を抱えている。対応の方向性として、諸手当の見直しを図りつつ、講師契約の拡充等、柔軟な対応を行っていく。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

## 2. 研修事業運営委員会からの答申について

議長は、研修部研修課 田中課長に指示し、資料（審議2）につき説明させた。

（概要）

令和7年度における研修内容（実施回数）、研修事業運営規程の一部変更、第29期 物流安全管理士講座の実施計画、運行管理者講習の実施計画、適性診断の実施計画等について計画案を答申した。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

## 3. 入退会の承認について

議長は、総務部長谷川部長に指示し、資料（審議3）につき説明させた。

（概要）

入会 5事業者／退会 6事業者  
令和6年12月18日時点 総会員数 2,693事業者

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

### （報告事項）

#### 1. 定款23条に基づく業務報告について

議長は、中川専務理事に指示し、資料（報告1）につき報告させた。  
令和6年4月1日～9月30日に開催した通常総会、正副会長会議、理事会・常任理事会、各種委員会の開催状況について、資料に基づき報告した。

#### 2. 令和6年度賀詞交歓会（1/24）の開催について

議長は、総務部長谷川部長に指示し、資料（報告2）につき報告させた。  
令和7年1月24日（金）に、名古屋東急ホテルで愛ト協 賀詞交換会を開催する旨、開催計画を資料に基づき報告した。

#### 3. 適正化事業巡回指導結果について

議長は、適正化事業部適正化事業課 鈴木課長に指示し、資料（報告3）につき報告させた。  
令和6年4月～11月に実施した巡回指導件数、巡回指導結果等について、資料に基づき報告した。

#### 4. 適正化事業調査員活動について

議長は、適正化事業部 村上次長に指示し、資料（報告4）につき報告させた。  
令和6年12月6日（金）、刈谷ハイウェイオアシスにて、トラック・物流Gメン業務における情報収集の一環として、愛知運輸支局、中部運輸局貨物課と合同で聞き取り調査、広報活動を実施したため、資料に基づき報告した。

#### 5. トラックFes2024の開催結果について

議長は、企画広報部企画広報課 林課長に指示し、資料（報告5）につき報告させた。  
令和6年10月14日（月）に、ポートメッセなごやで開催したトラックFes2024について、事業報告を資料に基づき報告した。本年度は、約10,000人の来場があった。

#### 6. 交通事故情勢について

議長は、業務部 露木部長に指示し、資料（報告6）につき報告させた。

##### 【県内事故】（令和6年11月）

集 計 数	月 計			年 計		
	種 別	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数
発 生 率	2,293	2,716	11	22,092	26,049	126
前 年 比	91	165	0	0	55	-8

##### 【事業用トラック】（令和6年11月）

	件数（月）	死者数（月）	件数（年）	死者数（年）
事 業 用	2	2	12	12
会 員	1	1	5	5
第一原因	1	1	3	3

#### 7. 竣工式及び落成祝賀会の開催報告について

議長は、総務部 長谷川部長に指示し、資料（報告7）につき報告させた。  
令和6年11月14日（木）に、愛知県トラック総合会館で執り行われた竣工式ならびに令和6年11月15日（金）に、名古屋東急ホテルで開催した落成祝賀会について、資料に基づき報告した。落成祝賀会は、全日本トラック協会正副会長と執行部、衆参両院議員、国土交通省・厚生労働省・愛知県警察などの行政幹部、愛知県議会議員や自動車関係団体含め、総勢約200名が参加した。

#### 8. 全ト協2024年問題対応状況調査について

議長は、企画広報部 寄田部長に指示し、資料（報告8）につき報告させた。  
全日本トラック協会では2024年問題に関し、トラック運送事業者の対応状況や実態を正確に把握し今後の施策や要望活動等に反映するため、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の遵守状況、2024年問題への対応策等について確認する「2024年問題対応状況調査」を実施している旨、資料に基づき報告した。

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

## 新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代表者	車両数			電 話
				大	中	小	
第三	(株)アビツ	〒455-0026 名古屋市港区昭和町14番地の24	瀬田 大	2	3	0	(052)619-6600 FAX 619-6601
尾東	(株)京藤梱包運輸 名古屋営業所	〒485-0025 小牧市春日寺1丁目21	北川 裕	2	3	0	(0568)65-7707 FAX 65-7717
尾西	(有)サカイユニック	〒492-8058 稲沢市下津牛洗町3-1	大倉 克己	10	2	0	(0587)22-7601 FAX 22-7602
尾西	(株)元気ジャパン 愛知営業所	〒490-1102 あま市石作中小路40番1	磯村 賢治	8	0	0	(052)526-9970 FAX 526-9980
尾西	UNITE(株)	〒494-0003 一宮市三条エグロ82番地	平野 雅久	3	0	2	(0586)82-6612 FAX 82-6613

## 退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
第一	川本運送(株)	名古屋市千種区
尾東	中部エアカーゴサービス(株)	西春日井郡豊山町
知多	愛昭運送(有)	日進市
西三	(有)森乳岡崎販売	岡崎市
西三	ゼネラルトランス(株)	安城市
東三	ティ・エム物流(有)	豊川市



会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
令和6年11月29日	事業者名	第一	名鉄NX運輸株式会社	名鉄運輸株式会社
令和6年11月29日	代表者	第一	協友運送株式会社 山本 万里子	布引 修
令和6年11月18日	代表者	第三	セントラル・タンクターミナル株式会社 名古屋事業所 北ターミナル 神作 博志	佐藤 久佳
令和6年11月23日	事業者住所 連絡先住所	第四	有限会社愛知エクスプレス	
			名古屋市千川区千音寺五丁目421番地 454-0977	名古屋市千川区富田町千音寺仏供田2955-3 454-0971
			名古屋市千川区千音寺五丁目421番地	名古屋市千川区富田町千音寺仏供田2955-3
令和6年11月23日	事業者住所 連絡先住所	第四	梅田ロジスティクス株式会社	
			名古屋市千川区千音寺一丁目207番地 454-0977	名古屋市千川区富田町千音寺東尼ヶ塚1 5 454-0971
			名古屋市千川区千音寺一丁目207番地	名古屋市千川区富田町千音寺東尼ヶ塚1 5
令和6年11月21日	事業者住所 連絡先住所	尾東	株式会社三晃トランスポート	
			瀬戸市西本地町2-24 489-0971	瀬戸市西本地町2-22 489-0971
			瀬戸市西本地町2-24	瀬戸市西本地町2-22
令和6年11月29日	事業者名 事業者住所 連絡先住所	尾東	渡辺建材有限会社 穴田総合事務所	渡辺建材有限会社 本社営業所
			瀬戸市穴田町886番地8 489-0003	瀬戸市桶野町8 1 - 6 8 489-0874
			瀬戸市穴田町886番地8	瀬戸市桶野町8 1 - 6 8
令和6年11月25日	連絡先住所 電話番号 F A X 番号	尾東	有限会社優商物流	
			485-0053	455-0856
			小牧市多気南町126番地 0568-68-6224	名古屋市港区川園3-168-4 (楠北十 内) 052-302-7778
			0568-68-6225	052-302-8007
令和6年11月13日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 F A X 番号	尾西	八洲重量株式会社	
			あま市石作中小路34番地 490-1102	清須市清洲3 - 2 - 1 452-0942
			あま市石作中小路34番地 052-462-8861	清須市清洲3 - 2 - 1 052-400-0381
			052-462-8863	052-400-0373
令和6年11月18日	事業者名 代表者	尾西	株式会社リトランスジャパン 一宮営業所 富田 健一	株式会社ロードカンパニー 一宮営業所 富田 隼斗
令和6年11月12日	事業者名	西三	株式会社大弘重機	株式会社大弘重機運輸
令和6年11月12日	代表者	西三	株式会社サンデリバリー 伊倉 義将	伊倉 弘
令和6年12月1日	代表者	東三	南部輸送有限会社	
			坂田 芳伸	朝倉 光司

# 物流大学校講座のあゆみ

～物流と経営を総合的に学ぶ、日本で唯一の総合物流講座～

物流業界の第一線で活躍している実務経験者・学識経験者・物流経営士を講師として、法律、財務、経営、労務、経営戦略、人材育成手法など経営者にとって必要とされる知識及び技術を学びました。



この日から8カ月間、共に学ぶ仲間との顔合わせ以降、休憩時間などに皆さん積極的に交流されていました。



グループワークでは仲間と一緒に問題に取り組み、より仲が深まりました。



第

32

期

今年度は3回目の講義後(5月)に、サイプレスガーデンホテルにて懇親会を開催しました。

「まだ話せていなかった方とゆっくり話せた。」

「受講生の皆さんと距離がぐっと縮まった。」

とのお声をいただきました。

最優秀賞である全日本トラック協会会長賞を授与された

**岐阜梱包株式会社 堀部 克之様**に物流大学校講座を終えての感想をお聞きました。

物流管理・財務管理・労務管理などの基礎知識をはじめ、経営者および管理者として心構えや物流業界の最新の潮流および今後の行政の動向などを教えていただきました。また、同業他社の方とのグループワークにおける意見交換や情報交換は今後につながる有益なものでした。この業界の大きな転換点となる2024年に物流大学校での貴重な学びの場を与えてくださったすべての方々に感謝します。ともに学んだ第32期メンバーとの絆を大切に、物流大学校で得た知識を活かして、物流経営士として日本の物流に貢献していきます。



**第33期生お申込みは2月3日 9:00～愛ト協 HP にて公開**

# 第32期 物流大学校講座 修了式

令和6年12月3日(火)中部トラック総合研修センターにおいて、第32期物流大学校講座の修了式および成績優秀者の表彰を行い、50名の修了者は、(公社)全日本トラック協会認定の「物流経営士」資格を取得されました。

## ■今期修了者数

50名 / 累計 1,706名

## ■物流経営士

全国累計認定数 2,382名

## ■成績優秀者

### 【全日本トラック協会長賞】

岐阜梱包株式会社 堀部 克幸 様

出席率・修了論文・試験の結果により最も優秀な成績を収められた堀部様に、(公社)全日本トラック協会 理事長 若林 陽介 様より授与されました。



### 【中部運輸局長賞】

株式会社速水運輸 川井 康貴 様

名古屋東部陸運株式会社 原田 直哉 様

愛知日野自動車株式会社 川村 晃弘 様

株式会社イトー急行 山田 悠太 様

中部運輸局 自動車交通部 部長 野田 敏幸 様より4名の方に授与されました。



### 【愛知県トラック協会長賞】

株式会社フジトランスコーポレーション

吉井 康人 様

一般社団法人三重県トラック協会

宮崎 洸成 様

一般社団法人岐阜県トラック協会

北川 雄二 様

株式会社大福

飯山 聖 様

寺岡会長より4名の方に授与されました。



修了者の皆様、おめでとうございます



# 2024年度Gマーク 愛知県内で584事業所が認定



(公社)全日本トラック協会は、12月16日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の評価を決定し、愛知県内の事業所で新規・更新を合わせた584事業所が認定されました。

愛知県内のGマーク認定事業所数は、1,941事業所となり、県内の全事業所数(5両未満事業所を除く)の41.3%になりました。(2024年12月16日現在)

新規申請	初回更新	2回目更新	3回目更新	4回目更新	5回目更新	6回目更新
78	69	68	99	89	75	106
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所

合計 **584** 事業所

なお、今年度6回目更新となる106事業所については、20年もの長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから、長期認定事業所として、新たにデザインした「ゴールドGマーク」ステッカーを使用することができます。

まだGマークを取得していない事業者(事業所)の皆様におかれましては、交通安全対策等、輸送の安全に取り組み一定の基準をクリアしている証として、2025年度の申請を是非ご検討ください。

## Gマーク認定後の大切なお知らせ

会社名、営業所の名称や住所を変更した場合、(公社)全日本トラック協会に対し、届出が必要です。届出を行わないと、「更新のご案内」ハガキが届かない場合がありますので、ご注意ください。

### 提出書類

- ①登録事項変更届出書(全日本トラック協会HPからダウンロード)
- ②愛知県運輸支局に提出した届出書類の写し
- ③Gマーク認定継続に係る自認書(譲渡譲受、統合、分割等があった場合のみ)

下記の宛先にご提出ください。

※愛知県以外の営業所については、当該営業所が所在する各都道府県トラック協会に提出してください。



**お問い合わせ** 〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6 愛知県トラック総合会館5F  
(一社)愛知県トラック協会 適正化事業部 TEL:052-746-4865

## 令和6年度 適正化セミナーを開催しました。 適正化事業実施機関

令和6年11月22日(金)、名古屋市中企業振興会館メインホールにて、適正化セミナーを開催いたしました。250名を超える多くの方々にご参加いただきました。

主催者挨拶 大塚副会長



第1部：中部運輸局自動車交通部貨物課の神戸課長より、政府および運輸行政の取り組みについての説明がありました。最新の政策や施策についての情報が共有され、参加者の理解を深める貴重な機会となりました。



第2部：TOYO TIRE 株式会社様から、タイヤ脱輪事故防止に関する講演が行われました。原因と対策、適正なタイヤの使用について詳しく解説していただき、実務に役立つ知識を得ることができました。



第3部：「すべての疲労は脳が原因」と題し、梶本修身先生から、疲労のメカニズムや疲労回復、睡眠方法についての講義がありました。参加者からは非常に好評で、多くの方が実生活に取り入れたいと感じた内容でした。

全体を通して、参加者からは大変好評をいただき、輸送業界の安全性向上に向けた有意義なセミナーとなりました。今後もこのような取り組みを続けてまいりますので、引き続き適正化事業にご協力をお願いいたします。



# トラック・物流Gメン

## 聞き取り調査、広報活動の実施

トラック・物流Gメン業務における情報収集の一環として、愛知運輸支局、中部運輸局貨物課と合同で聞き取り調査（プッシュ型情報収集）、広報活動を実施しました。

### 具体的な取り組み

実施日時：令和6年12月6日（金）10:00～12:00  
実施場所：伊勢湾岸自動車道 刈谷ハイウェイオアシス  
参加者：愛知運輸支局3名、中部運輸局貨物課2名  
適正化事業調査員（愛知県トラック協会職員）4名  
対象：貨物自動車運送事業者のトラック運転者（聞き取り調査）  
刈谷ハイウェイオアシスの利用者（広報活動）

### 当日の様子



### 配布チラシ

物流2024年問題の解決に！ 国土交通省

**積込先、配送先で困ったことはありませんか？**

「トラックGメン」が情報収集してます  
下図を見て、あるある！と思ったらお電話を！

恒常的に長い荷待ち時間  
過積載になるような依頼  
無理な到着時間の設定  
異常気象時の運行指示

荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」、「要請」に活用させていただきます

※荷主等へ対応する際は、情報提供者を特定する情報（会社名など）は伝えず  
荷主等から情報提供元が特定されないように配慮します

【電話でのご連絡はこちらまで】  
国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037  
愛知運輸支局 輸送・監査担当 052-351-5313 静岡運輸支局 輸送 監査担当 054-261-1191  
岐阜運輸支局 輸送 監査担当 058-279-3714 三重運輸支局 輸送 監査担当 059-234-8411  
加川運輸支局 輸送 監査担当 0776-34-1602

# 引越部会

## ○消費者団体との意見交換会 開催結果

引越部会（神谷部会長）は令和6年12月11日（水）愛知県トラック総合会館において「消費者団体との意見交換会」を開催した。消費者団体として公益社団法人全国消費生活相談員協会 中部支部副支部長 出井和子氏、また愛知運輸支局の方にご出席いただいた。

神谷部会長より、「今回の引越業者と消費者団体が意見交換会を通じて、消費者、引越業者の両者がお互いに良い方向に向かえるようにしていきたい。」と挨拶があった。

その後引越部会役員と消費者団体の意見交換会を行い、盛会のうちに終了した。



愛知県トラック協会 引越部会 神谷部会長



意見交換会の様子

## 支部だより

### 01 立哨活動

支 部	開催日	場 所	内 容
尾 東	12月 6日	小牧市南スポーツセンター駐車場	年末の交通安全一斉監視活動
尾 東	12月10日	バロー城山店	交通安全キャンペーン



小牧市南スポーツセンター駐車場



バロー城山店

# 会員事業者限定 オンライン配信

参加費  
無料

令和6年度第3回

## 適正化事業フォローアップ研修会 新規許可事業者研修会

日時

令和7年2月20日(木) 13:00~16:00

視聴  
方法

配信当日までに視聴用URLをメールにて  
ご案内いたします

内容

当研修会は、行政の取組および最新の法改正等、貴社の運行管理業務  
や事故防止に役立つ内容となっております。  
ぜひご視聴いただき、貴社の事業運営にお役立てください。

### 第1部

13:00~14:00

中部運輸局管内  
における行政の  
取り組み及び  
監査方針や処分  
事例等について



講師

中部運輸局  
愛知運輸支局  
輸送 監査担当・保安担当

### 第2部

14:00~15:00

貨物運送事業者  
に対する行政の  
取組、最新の法  
改正等



講師

愛知労働局  
労働基準部  
監督課 特別司法監督官

### 第3部

15:00~16:00

巡回指導結果に  
基づく書類作成  
管理のポイント  
について



講師

愛知県貨物自動車運送  
適正化事業実施機関  
指導員

お申込み・お問い合わせ

■ご視聴をご希望の方は愛ト協HPよりお申込みください

愛ト協HP <https://ssl.aitokyo.jp/>

申込締切 令和7年2月18日(火)

【研修会・配信に関するお問い合わせ先】

愛知県トラック協会 適正化事業部

TEL: 052-746-4865



適正化事業課からのお知らせ

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 巡回指導実施状況について

(集計期間：令和06年10月～令和06年12月)

1.巡回件数

通常	新規(新規参入)	新規(その他)	特別(乗務時間)	特別(その他)	個別指導	合計
434件	22件	60件	2件	1件	0件	519件

2.指導評価結果

A		B		C		D		E		その他		合計	
件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
312件	60%	135件	26%	58件	11%	7件	1%	4件	1%	3件	1%	519件	100%

※評価は、「適」・「否」・「判定不可」を付けた項目数を母数として、そのうち「適」の占める割合で次のとおり評価する。

A:90% B:80%以上90%未満 C:70%以上80%未満 D:60%以上70%未満 E:60%未満 F(その他):指導項目が26項目以下

※重点項目に「否」がある場合は、総合評価の分類を1段階引き下げた判定となる。

3.指導項目別調査結果 ※調査指導項目 全38項目

調査事項	指導 件数	順位
<b>I. 事業計画等</b>		
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか	12	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	9	
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか	21	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	9	
(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か	3	
(6) 届出事項に変更はないか(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)/本社巡回のみ	2	
(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	0	
(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	0	
<b>II. 帳票類の整備、報告等</b>		
(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか	2	
(2) 自動車事故報告書を提出しているか	1	
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	17	
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入されているか	3	
(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか/本社巡回のみ	49	<b>5</b>
<b>III. 運行管理等</b>		
(1) 運行管理規程が定められているか	0	
(2) 運行管理者が選任され、届出されているか	1	
(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか	34	<b>9</b>
(4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか	1	
(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、適正に管理しているか	26	<b>10</b>
(6) 過積載による運送を行っていないか	0	
(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か	57	<b>4</b>
(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	0	
(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	11	
(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か	10	
(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	40	<b>6</b>
(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	115	<b>1</b>
(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	97	<b>2</b>
<b>IV. 車両管理等</b>		
(1) 整備管理規程が定められているか	0	
(2) 整備管理者が選任され、届出されているか	3	
(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	80	<b>3</b>
(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	8	
(5) 定期点検基準に基づき適正に点検整備を行い、記録簿等が保存されているか	16	
<b>V. 労基法等</b>		
(1) 就業規則が制定され、届出されているか	3	
(2) 36協定が締結され、届出されているか	17	
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)	0	
(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	39	<b>7</b>
<b>VI. 法定福利</b>		
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか	9	
(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	11	
<b>VII. 運輸安全マネジメント</b>		
(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か	36	<b>8</b>



# 令和6年度 運行管理者等指導講習 開催案内

## 一般講習・基礎講習



開催日	会場
【出張一般講習】 令和7年 2月 6日 (木)	愛知県トラック総合会館 6階 大会議室 (名古屋市瑞穂区新開町 12-6)
【一般講習】 令和7年 2月 26日 (水)	中部トラック総合研修センター ホール (みよし市福谷町西ノ洞 21-127)
【出張一般講習】 令和7年 3月 4日 (火)	ライフポートとよはし 中ホール (豊橋市神野ふ頭町 3-22)
【基礎講習】※3日間 令和7年 3月 11日 (火)～13日 (木)	中部トラック総合研修センター ホール (みよし市福谷町西ノ洞 21-127)
【一般講習】 令和7年 3月 18日 (火)	中部トラック総合研修センター ホール (みよし市福谷町西ノ洞 21-127)

・定員に達した時点で募集終了となります。ご了承ください。

講習時間： 9：30～16：30 ※講習時間は、会場により若干前後します。

受講料： 【一般講習】愛ト協会員： 2,000円 左記以外： 7,700円

【基礎講習】愛ト協会員： 11,000円 左記以外： 15,400円

※研修センター以外の講習会場では昼食はついておりません。

お申し込みは簡単便利な予約システムをご利用ください！

愛知県トラック協会



で検索もしくはコチラから！ →



○お問い合わせ

(一社) 愛知県トラック協会 研修部研修課 ☎ 0561-36-1010

令和 6 年度

# 運行管理者試験対策講座

## 開催のご案内



運行管理者試験（貨物）を受験される方を対象として、貨物自動車運送事業法等の各法令に関する要点を学び、過去に出題された問題にチャレンジしながら、実践的に学んでいただくカリキュラムです。  
お申込みをお待ちしています！

開催日時	令和 7 年 2 月 4 日（火）
開催場所	中部トラック総合研修センター 多目的ホール （みよし市福谷町西ノ洞 21 番地 127）
講習時間	8：00～17：30
受講料	愛ト協会員： 5,450円（税込） その他： 10,220円（税込） ※昼食付きの講座です。

お申し込みは簡単便利な予約システムをご利用ください！

愛知県トラック協会



で検索 もしくはコチラから！→



スマホでいつでも予約・変更できるし、  
請求書なども全て WEB で確認できる！  
受講票の PDF を受講者に送れば、当日は  
スマホだけで受付できちゃう！  
これは便利！

○お問い合わせ  
（一社）愛知県トラック協会  
研修部 研修課  
☎ 0561-36-1010

## 運行管理者試験対策講座スケジュール（予定）

日 時	講座内容
8:00 ~ 8:10	受験要領等オリエンテーション
8:10 ~ 10:10	<b>貨物自動車運送事業法関係</b>
10:10 ~ 10:20	休憩
10:20 ~ 11:50	<b>道路運送車両法関係</b>
11:50 ~ 12:35	昼休憩
12:35 ~ 14:05	<b>道路交通法関係</b>
14:05 ~ 14:15	休憩
14:15 ~ 16:15	<b>労働基準法関係</b>
16:15 ~ 16:25	休憩
16:25 ~ 17:25	<b>運行管理者の業務に必要な実務上の知識及び能力</b>
17:25 ~ 17:30	質疑応答オリエンテーション

# 交通死亡事故発生状況(12月31日現在暫定数)

## 1. 発生状況

集計名	月計			年計		
	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数	死者数
発生数	2,424	2,777	15	24,512	28,828	141
前年比	-31	-109	4	-35	-162	-4

## 2. 都道府県別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	全国
都道府県	東京	愛知	千葉	大阪	埼玉	
年計	146	141	131	127	113	2,663
前年比	10	-4	4	-21	-9	-15

## 3. 類型別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	その他
類型別	横断中	車両単独	出合頭	右左折	正面衝突	
年計	36	32	21	16	7	29
前年比	-5	10	-7	-2	5	-5

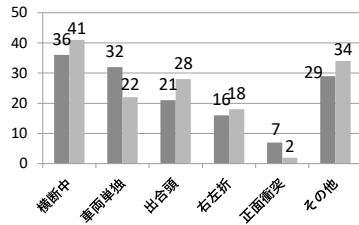
## 4. 年齢層別死者数

区分	子ども	若者	一般	高齢者
	0~15歳	16~24歳	25~64歳	65歳以上
年計	3	7	54	77
前年比	1	-6	-6	7

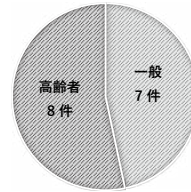
12月類型別死者数



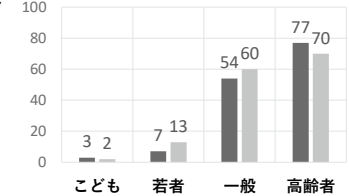
類型別死者数昨年対比



12月年齢層別死者数



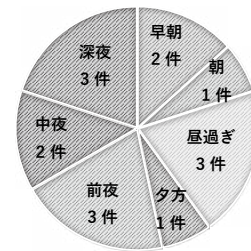
年齢層別死者数昨年対比



## 5. 時間別死者数

区分	早朝	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	前夜	中夜	深夜
	4~6時	6~9時	9~12時	12~16時	16~18時	18~22時	22~00時	00~4時
年計	18	14	24	20	14	29	5	17
前年比	7	-5	3	0	5	-4	-12	2

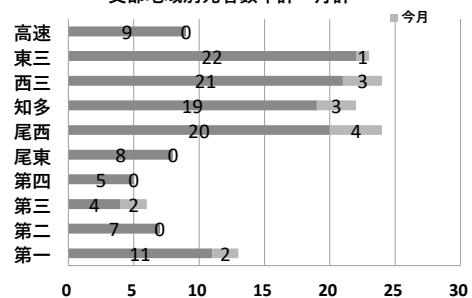
12月時間別死者数



## 6. 支部地域別死者数

地域	名古屋				尾張		知多	三河		高速
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	
年計	13	7	6	5	8	24	22	24	23	9
前年比	1	-1	5	1	-5	-6	6	-8	4	-1
支部月計	2	0	2	0	0	4	3	3	1	0
地域年計	31				32		22	47		9
地域月計	4				4		3	4		0

支部地域別死者数年計・月計



## 7. 愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	令和6年12月		令和6年計		令和5年12月		令和5年12月累計		令和5年計	
	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数
事業用	3	3	15	15	3	3	22	22	22	22
会員※	2	2	7	7	0	0	5	5	5	5
第一原因※	0	0	3	3	0	0	2	2	2	2

※事業用の内数。第一原因数は事故調査の進捗により、変更になる場合があります。



# 軽油価格調査 (愛ト協調べ)

12月末調査

## 単純集計

(単位：円)

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
価格	141.00	122.60	115.60	134.00	114.40	110.80	135.00	123.60	116.10	141.00	117.70	110.80

## 月間購入量別集計

月間購入量	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30kl未満	141.00	124.50	115.60	112.00	111.50	111.00	135.00	123.60	116.10	141.00	120.90	111.00
30~50kl未満	121.50	120.10	119.20	113.50	113.50	113.50	-	-	-	121.50	118.70	113.50
50~100kl未満	126.60	126.60	126.60	134.00	115.80	111.00	-	-	-	134.00	116.80	111.00
100kl以上	-	-	-	116.40	113.30	110.80	-	-	-	116.40	113.30	110.80

## 支払期限別集計

支払期限	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30日未満	141.00	130.30	119.50	134.00	120.10	110.80	-	-	-	141.00	124.20	110.80
30~60日未満	126.60	120.00	115.60	116.10	113.00	111.00	135.00	127.30	119.60	135.00	116.70	111.00
60日以上	-	-	-	116.40	113.80	111.00	116.10	116.10	116.10	116.40	114.40	111.00

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。  
なお消費税は含まれておりません。

## 軽油価格の推移

(単位：円)

調査年月	スタンド			ローリー			カード		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
令和5年 11月	138.00	122.50	112.00	130.00	110.70	104.20	145.00	122.00	113.10
12月	138.00	123.30	115.90	127.80	113.50	109.60	148.00	123.50	98.60
令和6年 1月	144.00	126.00	115.00	134.00	113.90	110.30	148.00	128.70	120.10
2月	142.00	126.00	115.00	133.50	113.10	108.50	147.50	125.60	112.50
3月	143.00	126.50	113.80	134.00	113.80	110.00	147.50	128.80	119.30
4月	144.50	127.90	117.40	135.50	114.70	110.60	131.40	124.70	112.50
5月	143.00	127.60	115.00	135.00	114.40	109.90	132.50	124.10	112.90
6月	143.50	124.00	104.40	135.00	115.40	112.00	149.00	129.40	118.30
7月	143.00	126.40	116.00	133.50	114.20	109.30	148.00	130.20	121.20
8月	139.00	126.60	114.80	132.00	112.30	107.00	146.00	124.70	112.00
9月	140.00	125.40	114.00	133.00	113.10	108.30	147.50	126.50	112.90
10月	136.50	125.50	116.40	117.00	112.50	109.00	149.00	128.10	113.80
11月	140.00	121.50	104.40	132.00	113.00	108.70	126.70	122.30	113.80
12月	141.00	122.60	115.60	134.00	114.40	110.80	135.00	123.60	116.10

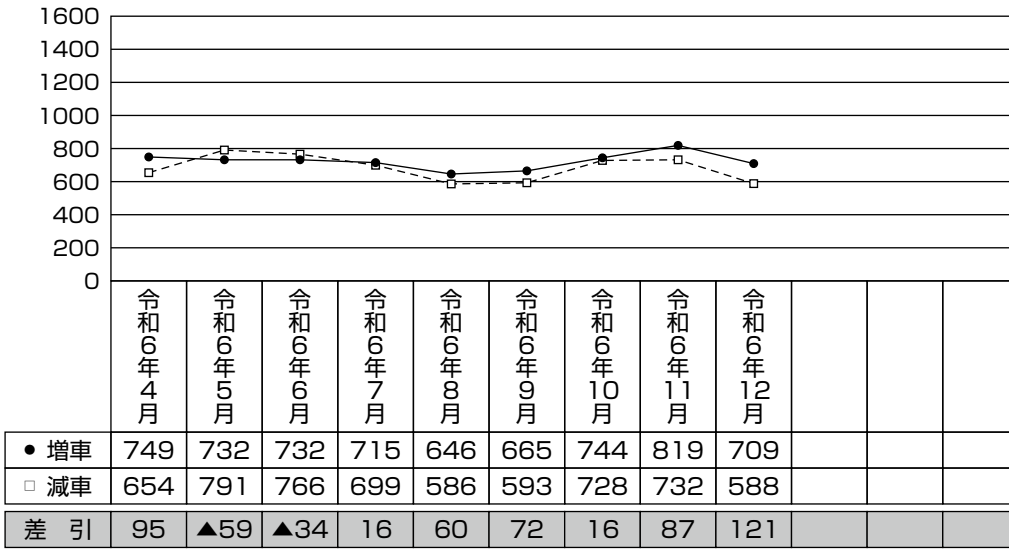
※上記は軽油引取税を含んだ金額です。また、消費税は含んでいません。

※こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。

# 一般貨物自動車が増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

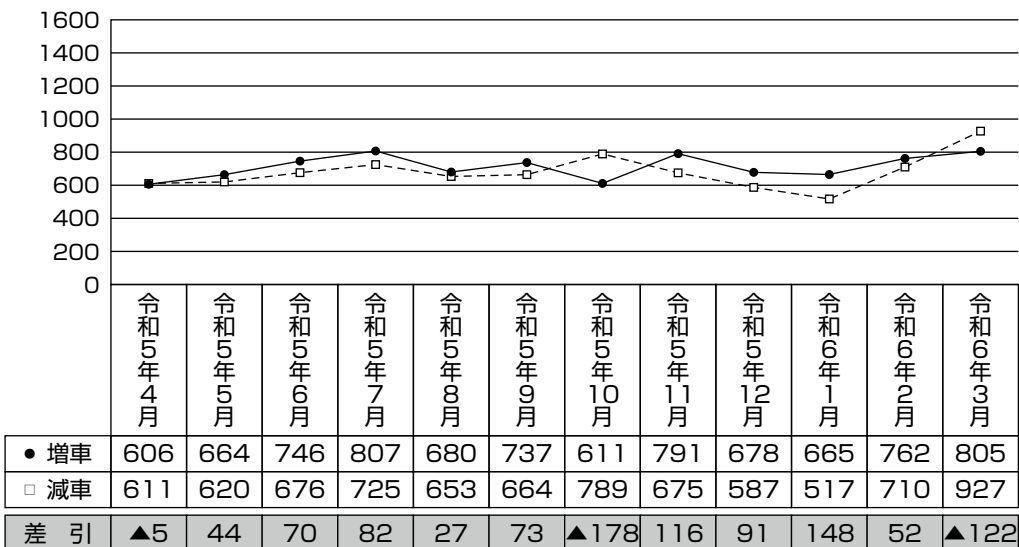
## 令和6年12月の増減車



### 令和6年度増減車(12月)

増 車	6,511両
減 車	6,137両
差 引	374両

## 令和5年4月～令和6年3月の増減車



### 令和5年度増減車(4月～3月)

増 車	8,552両
減 車	8,154両
差 引	398両

委 員 会
部 会

# 12月中の活動状況

## 海上コンテナ部会（山本部長）

### ○実務委員会幹部及び料金チーム打合せ

（服部実務委員長）

月 日：令和6年12月10日（火）

場 所：名海運輸作業株式会社

弥富輸送センター

内 容：1) 返却コンテナの清掃・洗浄問題等付帯作業について

### ○実務委員会三役会、NUTS委員会との打合せ

（服部実務委員長）

月 日：令和6年12月12日（木）

場 所：名海運輸作業株式会社

弥富輸送センター会議室

（Web会議にて参加）

内 容：1) NUCT遠隔レーンについて

2) 年末年始のターミナル及び

バンプール稼働について

### ○実務委員会幹部及び料金チーム打合せ

（服部実務委員長）

月 日：令和6年12月17日（火）

場 所：名海運輸作業株式会社

弥富輸送センター

内 容：1) 返却コンテナの清掃・洗浄問

題等付帯作業について

### ○街頭指導及び実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和6年12月18日（水）

場 所：木材会館

内 容：パトロール及び会議

1) ターミナルコンテナ取扱量の推移について

2) ターミナル部会 違反パトロール調査結果について（11月分）

3) 専門チームの編成について

4) パトロール編成について

5) その他

・令和7年度

新規入会について

・今後の日程について

### ○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

（服部実務委員長）

月 日：令和6年12月19日（木）

場 所：西部臨海地区内／木材会館

内 容：1) 蟹江警察署からの報告

2) 愛知運輸支局からの報告

3) 名古屋国道事務所からの報告

4) 名古屋港管理組合からの報告

5) 愛知県トラック協会からの報告

☆**ご注意下さい**☆  
不正軽油は使用しないで下さい！



# 支部行事

1  
月

## 名古屋第一支部

- (11日) イオンタウン千種  
まほろば遊一日警察署長キャンペーン
- (23日) 役員会
- (27日) 中日ドラゴンズ柳選手  
交通安全大使交通安全キャンペーン  
高牟神社新年交通安全祈願

## 名古屋第二支部

- (21日) 役員会

## 名古屋第三支部

- (9日) 五社巡り 成田講
- (30日) 新年懇親会 青年部会

## 尾東支部

- (16日) 尾東支部賀詞交歓会

## 尾西支部

- (10日) 第一班  
役員会及び新年会
- (15日) 第三班  
講習会及び新年会
- (17日) 特積部会 新年会
- (21日) 第四・五班  
合同研修会
- (23日) 第二班  
セミナー及び新年会

## 知多支部

- (19日) 愛知協力会  
豊明市 安心安全フェス

## 西三支部

- (8日) 岡崎部会、  
感謝状授与式(岡崎警察署)
- (15日) 豊田部会、  
役員会・定例会・新年懇親会
- (18日) 安城部会、  
健康診断(半日)
- (20日) 西尾部会、  
役員会
- (23日) 安城部会、  
役員会
- (25日) 安城部会、  
健康診断(1日)
- (28日) 支部セミナー
- (31日) 刈谷部会、  
役員会

## 東三支部

- (22日) 蒲郡陸運協会定例会
- (28日) 労働災害防止対策セミナー

## 青年部会 12月会議・委員会開催状況

- 研修・事業合同委員会 (12月6日)
  - ・第1回会員交流事業について
  - ・新年交通安全祈願及び賀詞交歓会について
  - ・次年度の実施事業について など
  
- 第9回企画委員会 (12月11日)
  - ・グッドラーニング利用状況について〔報告〕
  - ・SNSを活用した業界PR事業について
  - ・第2回管理者研修について など
  
- 第1回 会員交流事業 (12月15日)
  - ・e-Sports 家族会 (コミュファ eSports Stadium NAGOYA)
  
- 第8回 三役会・理事会 (12月20日)
  - ・グッドラーニング利用状況・会員交流事業について〔報告〕
  - ・新年交通安全祈願及び賀詞交歓会について
  - ・第2回管理者研修について など

令和7年2月の活動予定

第10回事業委員会

第10回研修委員会

第10回企画委員会

第10回三役会・理事会

(公社) 全日本トラック協会青年部会 全国大会

### ○ 青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、20歳～50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。また、部会員相互の情報交換、交流等を密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し事業に役立てています。

青年部会 会員募集中！



【問い合わせ先】 愛知県トラック協会青年部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12番6号 愛知県トラック総合会館2階

《TEL》052-228-4423 《Eメール》 ata-seinen@aitokyo.jp

# 愛知県トラック協会 女性部会のご案内

## 【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 28社28名(令和6年10月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県、三重県、岐阜県)を設立し、他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

女性部会では、ご入会していただける方を

随時募集しています！

ご興味のある方は是非ご連絡下さい！



## ●開催予定

令和7年2月20日 交通安全祈願祭(熱田神宮)

【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目10-32 上前津KDビル2F

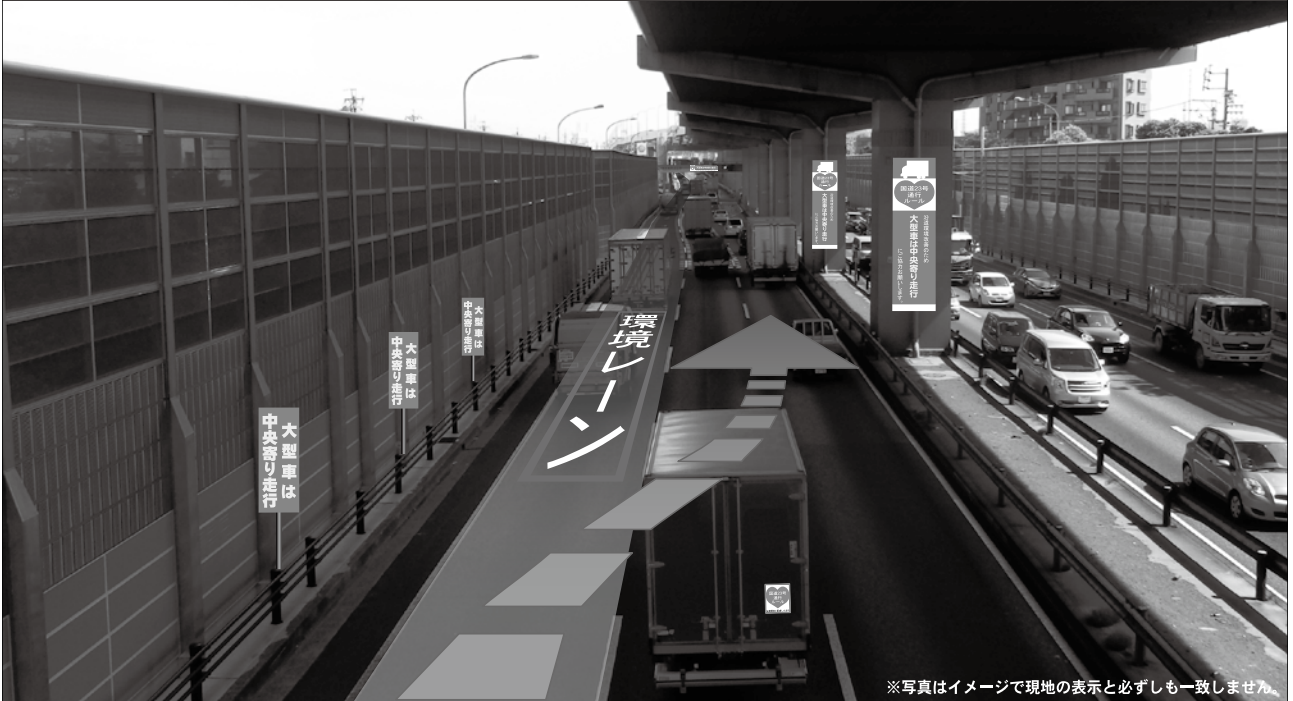
《TEL》052-228-4423 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

《HP》 <https://ssl.aitokyo.jp/section/woman/> (愛ト協HP内)

国道23号  
通行  
ルール

# 国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

国道23号通行ルールは、名古屋南部大気汚染公害訴訟の和解条項の一つである車線削減の代替策として、道路交通法による規制に加えて実施している取組です。



※写真はイメージで現地の表示と必ずしも一致しません。

沿道環境改善のため

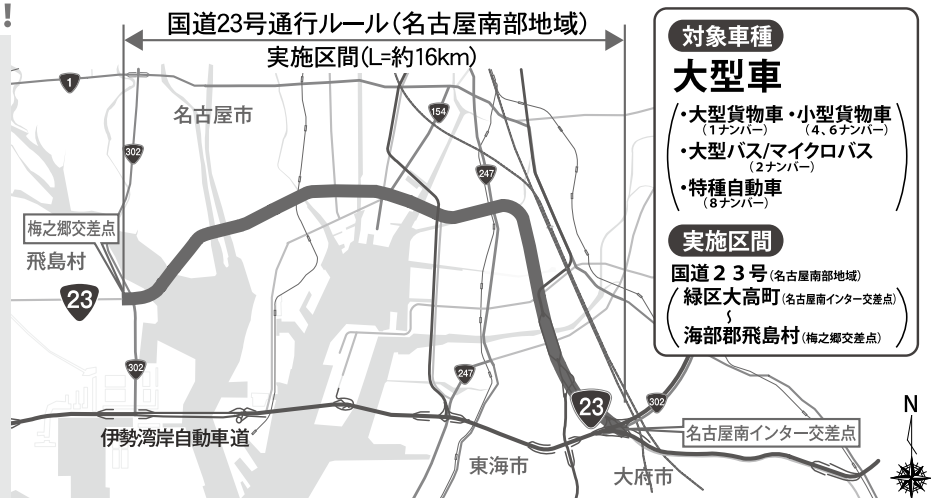
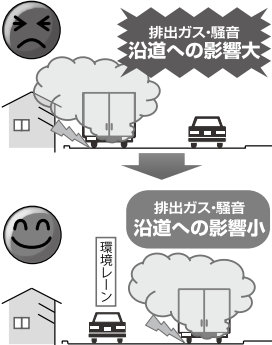
## 大型車は中央寄り走行

にご協力お願いします。

歩道寄りの車線は、沿道環境に配慮する車線【環境レーン】です。

環境に配慮した走行を!

大型車の中央寄り走行により  
沿道の騒音・大気汚染が  
低減されます。



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・名古屋港管理組合・愛知県トラック協会

お問い合わせ 国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 TEL 052-953-8171 名古屋国道事務所 TEL 052-853-7323

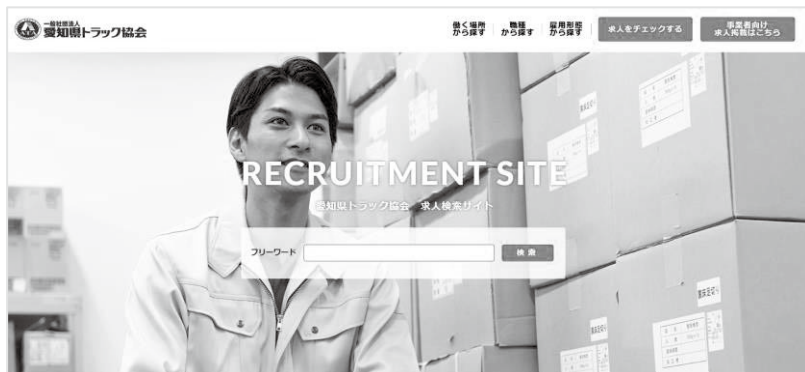
愛知県トラック協会 会員企業様

エントリー ポケット  
クラウド採用支援サービス “Entry Pocket” のご案内

# Entry Pocket

求人～採用までを一元管理できる採用ご担当者様のためのサービスです

## ▼TOPページ



## ▼求人ページ



エンボテ

## Entry Pocket 実現可能な主要3ポイント

POINT  
1

### 求人の掲載・募集 ※アカウントだけ取得もOK

大手求人サイト「マイナビ」と提携した求人ページに求人原稿を無料で掲載し募集いただけます。原稿はフォーマットに沿って入力するだけで、簡単に作成できます。

POINT  
2

### 応募者管理支援

応募～採用までの応募者の動きを管理することができます。メール送信やステータス管理・メモ機能などで、採用管理業務を支援します。

POINT  
3

### 効果測定

レポートを自動作成し、応募や閲覧数など多角的に出稿状況を分析できます。応募者の個人情報は応募を受付した参画事業者のみが閲覧可能となっており、協会側でも確認できませんので、プライバシー対策も万全です。

#### 【お申込み・お問い合わせ】

掲載ご希望の事業者様は愛ト協ホームページ  
([https://ssl.aitokyo.jp/truckaichi\\_form/](https://ssl.aitokyo.jp/truckaichi_form/)) よりお申込み下さい。

愛知県トラック協会  
企画広報部 企画広報課

TEL : 0561-65-3600  
FAX : 0561-65-3677



※連絡や会社・求人情報提供等は基本メールで行います。メールアドレスは必ずご記入ください。

運送事業者のみなさま

2,200社以上のお客様と  
支え合って50年！

# トラックの保険なら中交協が 絶対オススメです！



## 理由その1

### 納得のいく共済掛金！

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は一定の条件により、準用することもできます。

#### 優良割引

契約車両数により

最高**65~75%**割引

#### 一括契約割引

該当する共済種類ごとに

**3%**割引

#### 継続契約割引

継続契約の際、同数以上の契約で共済種類ごとに

**2%**割引

#### 全車両契約割引

事業用車両を全車両(90%以上)契約する場合

**3%**割引

#### 多数契約割引

共済種類ごとに契約車両数により

**1%~10%**割引

#### 自賠償共済セット割引

当組合の自賠償共済契約がある対人共済から

**2%**割引

※割引には一定の諸条件がございます

## 理由その2

### 事故を起こさないためのサポートが充実！

豊富な事故防止サービスで事故の根絶につとめています。

- 適性診断の実施
- 講習会の開催
- 各種補助制度
- 各種表彰制度 など

## 理由その3

### 組合員様のニーズに合った商品が選べる！

交通共済事業の他にも自賠償共済や、交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し、組合員皆様のリスクマネジメントをトータルに行っています。

相手方への補償

対人共済

対物共済

運転者・搭乗者の補償

搭乗者傷害共済

お車の補償

車両共済

その他の補償

自賠償共済


損害保険代理店業

さらに、2024年3月1日より

## 故障時搬送費用特約が新設！

※対人・対物の共済契約がある車両に任意で付帯することができます

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。

 中部交通共済協同組合

詳細は、  
ホームページへ

中交協

www.chukokyo.jp

スマホにも  
対応しています！



営業部 営業1課 TEL(052)715-5103・TEL(052)715-5104

営業部 営業2課 TEL(052)715-5101・TEL(052)715-5102

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番  
セントラルレジデンス 202号

